

審査基準(法令の定めを含む。)及び標準処理期間

(部局名)土木建築部

(課室名)河川課

担当課	処分庁	法令名	根拠条項	許認可等の事項	法令等に定められた要件	審査基準	提出先機関		処理期間		標準処理期間合計	備考
							名称	日数	名称	日数		
河川課	河川課	河川法	第20条	河川管理者以外の者の施行する工事等の承認	「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」(平成6年9月30日付け建設省河政発第52号建設省河川局長通達) 五1(1)	河川工事等の承認を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで承認することができるものであること。 1) 工事実施基本計画に基づき実施される改良工事に関する具体的な計画が策定されている場合には、当該計画に反しないこと。 2) 当該河川工事が上下流及び左右岸の改修状況と比較して不調和でないこと。 3) 周辺の河川管理施設等への支障を及ぼさないものであること。	土木事務所	16日	河川課	24日	40日	
河川課	河川課	河川法	第23条	流水の占用の許可	「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」(平成6年9月30日付け建設省河政発第52号建設省河川局長通達) 五1(2)	河川の流水の占用の許可並びにこれに関する法第24条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで許可を行うことができるものであること。 1) 水利使用の目的及び事業内容が、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与し、公共の福祉の増進に資するものであること。 2) 申請者の事業計画が妥当であるとともに、関係法令の許可、申請者の当該事業を遂行するための能力及び信用など、水利使用の実行の確実性が確保されていること。 3) 河川の流況等に照らし、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に支障を与えることなく安定的に当該水利使用の許可に係る取水を行えるものであること。 4) 流水の占用のためのダム、堰、水門等の工作物の新築等が法第26条第1項(工作物の新築等の許可)の審査基準を満たしているなど、当該水利使用により治水その他の公益上の支障を生じるおそれがないこと。	土木事務所	16日	河川課	24日	40日	
河川課	河川課	河川法	第24条	土地の占用の許可	「河川敷地占用許可準則」	河川区域における土地の占用の許可を行うに当たっては、「河川敷地占用許可準則」を基準として審査した上で許可することができる。	土木事務所	16日	河川課	14日	30日	ダム等の設置に伴う占有及び流水占有に係る工作物設置に伴う占有
河川課	土木事務所	河川法	第24条	土地の占用の許可	「河川敷地占用許可準則」	河川区域における土地の占用の許可を行うに当たっては、「河川敷地占用許可準則」を基準として審査した上で許可することができる。	-	-	土木事務所	16日	16日	
河川課	土木事務所	河川法	第25条	土石等の採取の許可	「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」(平成6年9月30日付け建設省河政発第52号建設省河川局長通達) 五1(4)	河川区域における土石等の採取の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで許可することができるものであること。 1) 河川管理施設若しくは許可工作物を損傷し、又は河川の流水に著しい汚濁を生じさせるなど、河川管理上著しい支障が生じるものではないこと。 2) 申請者の事業計画が妥当であるとともに、当該土石等の採取を行うことについての関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実行の確実性が確保されていること。 3) 砂利等の採取については、「砂利等採取許可準則」(昭和四一年六月一日建設事務次官通達)によること。 4) 竹木、あし、かや、埋もれ木、笹、じゅん菜その他の産出物については、その採取に係る地域の慣行や、慣行に基づく権利性の度合いを考慮すること。	-	-	土木事務所	16日	16日	

担当課	処分庁	法令名	根拠条項	許認可等の事項	法令等に定められた要件	審査基準	提出先機関		処理期間		標準処理期間合計	備考
							名称	日数	名称	日数		
河川課	河川課	河川法	第26条第1項	工作物の新築等の許可	河川管理施設等構造令施行規則	河川区域における工作物の新築等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで許可することができるものであること。 1) 治水上又は利水上の支障を生じるおそれがないこと。 この場合において、治水上又は利水上の支障の有無を検討するに当たっては、以下に掲げる事項について、それぞれ次に定める基準により、水位、流量、地形、地質その他の河川の状況及び自重、水圧その他の予想される荷重などから総合的に検討すること。 イ 工作物の一般的な技術基準について、「河川管理施設等構造令」(昭和五一年政令第一九九号) ロ 設置について、「工作物設置許可基準」 ハ 土木工学上の安定計算等について、「河川砂防技術基準(案)」 2) 社会経済上必要やむを得ないと認められるものであること。 3) 当該河川の利用の実態からみて、当該工作物の設置により他の河川使用者の河川の使用を著しく阻害しないこと。 4) 当該工作物の新築等を行うことについての権原の取得又はその見込み、関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。	土木事務所	16日	河川課	14日	30日	ダム等の設置に伴う占用及び流水占用に係る工作物設置に伴う占用
河川課	土木事務所	河川法	第26条第1項	工作物の新築等の許可	河川管理施設等構造令施行規則	河川区域における工作物の新築等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで許可することができるものであること。 1) 治水上又は利水上の支障を生じるおそれがないこと。 この場合において、治水上又は利水上の支障の有無を検討するに当たっては、以下に掲げる事項について、それぞれ次に定める基準により、水位、流量、地形、地質その他の河川の状況及び自重、水圧その他の予想される荷重などから総合的に検討すること。 イ 工作物の一般的な技術基準について、「河川管理施設等構造令」(昭和五一年政令第一九九号) ロ 設置について、「工作物設置許可基準」 ハ 土木工学上の安定計算等について、「河川砂防技術基準(案)」 2) 社会経済上必要やむを得ないと認められるものであること。 3) 当該河川の利用の実態からみて、当該工作物の設置により他の河川使用者の河川の使用を著しく阻害しないこと。 4) 当該工作物の新築等を行うことについての権原の取得又はその見込み、関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。	-	-	土木事務所	16日	16日	
河川課	河川課	河川法	第27条第1項	土地の掘削等の許可	河川管理施設等構造令施行規則	河川区域における土地の掘削等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで許可することができるものであること。 1) 当該掘削等に係る行為により生じる河川の流水の方向、流速等の変化により、河川管理施設若しくは許可工作物を損傷するおそれや、河川の流水に著しい汚濁を生じさせ、他の河川使用者の河川の使用を著しく阻害するなど、河川管理上著しい支障を生じるものではないこと。 2) 当該土地の掘削等を行うことについての権原の取得又はその見込み、関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。	-	-	-	-	-	公有水面埋立免許権者との調整が必要なもの
河川課	土木事務所	河川法	第27条第1項	土地の掘削等の許可	河川管理施設等構造令施行規則	河川区域における土地の掘削等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで許可することができるものであること。 1) 当該掘削等に係る行為により生じる河川の流水の方向、流速等の変化により、河川管理施設若しくは許可工作物を損傷するおそれや、河川の流水に著しい汚濁を生じさせ、他の河川使用者の河川の使用を著しく阻害するなど、河川管理上著しい支障を生じるものではないこと。 2) 当該土地の掘削等を行うことについての権原の取得又はその見込み、関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。	-	-	土木事務所	16日	16日	

担当課	処分庁	法令名	根拠条項	許認可等の事項	法令等に定められた要件	審査基準	提出先機関		処理期間		標準処理期間合計	備考
							名称	日数	名称	日数		
河川課	河川課	河川法	第28条	竹木の流送の許可等	「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」(平成6年9月30日付け建設省河政発第52号建設省河川局長通達) 五1(7)	竹木の流送等の許可を行うに当たっては、地形、河川管理施設又は河川区域内に設置されている工作物の状況、河川の自由使用の状況等を勘案して、河川管理上の支障の有無について審査を行い、支障を生じるおそれがない場合に許可をすることができるものであること。	-	-	-	-	-	
河川課	河川課	河川法	第29条第1項	河川管理上支障のある行為の許可等	「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」(平成6年9月30日付け建設省河政発第52号建設省河川局長通達) 五1(8)	第29条第1項の規定に基づく河川法施行令(昭和40年政令第14号)第16条の8第1項の河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで許可することができるものであること。 1) 河川区域内の土地において土、汚物、染料その他の河川の流水を汚濁するおそれのあるものが付着した物件を洗浄する場合 イ 人体や生物に有害であると認められるものでないこと。 ロ 流水を著しく汚濁するおそれがないものであること。 2) 河川区域内の土地において土石、竹木その他の物件を堆積し又は設置する場合 イ 相当程度の期間継続して堆積若しくは設置するものでないこと。 ロ 残土等の一時的な仮置きについては、土石、竹木その他の物件を、河川工事又は河川区域内に他の行為によってやむを得ず一時的に仮置きする場合において、出水時への対応措置が講じられていること。	-	-	-	-	-	
河川課	河川課	河川法	第30条第1項	許可工作物の完成検査	「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」(平成6年9月30日付け建設省河政発第52号建設省河川局長通達) 五1(9) 「ダム検査規程」第1条、第3条	完成検査を行うに当たっては、完成検査を受けようとする施設が、その設置された位置、構造、規模その他の河川法第26条第1項の許可の内容又は当該許可に付された条件に適合しているかどうかを確認し、それらに適合している場合について合格させるものであること。 なお、第44条第1項のダムについては、ダム検査規程(昭和43年建設省訓令第2号)によるものとする。	土木事務所	16日	河川課	24日	40日	ダム
河川課	土木事務所	河川法	第30条第1項	許可工作物の完成検査	「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」(平成6年9月30日付け建設省河政発第52号建設省河川局長通達) 五1(9)	完成検査を行うに当たっては、完成検査を受けようとする施設が、その設置された位置、構造、規模その他の河川法第26条第1項の許可の内容又は当該許可に付された条件に適合しているかどうかを確認し、それらに適合している場合について合格させるものであること。	-	-	土木事務所	14日	14日	
河川課	河川課	河川法	第30条第2項	許可工作物の一部使用の承認	「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」(平成6年9月30日付け建設省河政発第52号建設省河川局長通達) 五1(10) 「ダム検査規程」第2条	完成前の許可工作物の一部使用を承認するに当たっては、当該工作物の一部を使用することによってもその機能を発揮することが可能である場合において、その設置について工期が長いことにより全体の工事が完成するまで相当の年月を要し、かつ完成前の一部使用に対する社会的要請が強い場合、又は工事の施工方法からみてやむを得ないものである場合に、以下に掲げる要件に該当するものについて承認することができるものであること。 1) 使用しようとする部分について、法第30条第1項の完成検査の例により検査を受け、当該検査に合格したものであること。 2) 一部使用することによる河川管理上の支障が生じないよう必要な措置が講じられていること。 3) 一部使用しようとする目的が、当該工作物全体について受けた許可の目的に反しないこと。	土木事務所	16日	河川課	24日	40日	ダム

担当課	処分庁	法令名	根拠条項	許認可等の事項	法令等に定められた要件	審査基準	提出先機関		処理期間		標準処理期間合計	備考
							名称	日数	名称	日数		
河川課	土木事務所	河川法	第30条第2項	許可工作物の一部使用の承認	「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」(平成6年9月30日付け建設省河政発第52号建設省河川局長通達) 五1(10)	完成前の許可工作物の一部使用を承認するに当たっては、当該工作物の一部を使用することによってもその機能を発揮することが可能である場合において、その設置について工期が長いことにより全体の工事が完成するまで相当の年月を要し、かつ完成前の一部使用に対する社会的要請が強い場合、又は工事の施工方法からみてやむを得ないものである場合に、以下に掲げる要件に該当するものについて承認することができるものであること。 1) 使用をしようとする部分について、法第30条第1項の完成検査の例により検査を受け、当該検査に合格したものであること。 2) 一部使用することによる河川管理上の支障が生じないよう必要な措置が講じられていること。 3) 一部使用しようとする目的が、当該工作物全体について受けた許可の目的に反しないこと。	-	-	土木事務所	14日	14日	
河川課	河川課	河川法	第34条第1項	権利の譲渡の承認	「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」(平成6年9月30日付け建設省河政発第52号建設省河川局長通達) 五1(11)	第23条から第25条までの規定による許可に基づく権利の譲渡を承認するに当たっては、必要やむを得ないと認められる場合であって、以下の基準に該当する場合に承認することができるものであること。 1) 譲渡の前後において、承認の申請に係る許可に基づく権利の同一性が確保されていること。 2) 申請者の事業計画の妥当性、関係法令の許可、譲り受けようとする者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。	土木事務所	8日	河川課	8日	16日	ダム等の設置に伴う占有及び流水占有に係る工作物設置に伴う占有
河川課	土木事務所	河川法	第34条第1項	権利の譲渡の承認	「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」(平成6年9月30日付け建設省河政発第52号建設省河川局長通達) 五1(11)	第23条から第25条までの規定による許可に基づく権利の譲渡を承認するに当たっては、必要やむを得ないと認められる場合であって、以下の基準に該当する場合に承認することができるものであること。 1) 譲渡の前後において、承認の申請に係る許可に基づく権利の同一性が確保されていること。 2) 申請者の事業計画の妥当性、関係法令の許可、譲り受けようとする者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。	-	-	土木事務所	12日	12日	
河川課	河川課	河川法	第43条第1項	損失補償前の流水の貯留又は取水の決定		処分の先例がないか、稀であり、審査基準を法令の定め以上に具体化することが困難	-	-	-	-	-	
河川課	河川課	河川法	第47条第1項	ダム操作規程の承認	河川法第2章第3節第3款(ダムに関する特則)等の規定の運用について(建設省通達)	河川法第2章第3節第3款(ダムに関する特則)等の規定の運用について(建設省通達)の基準を満たすこと。	-	-	-	-	-	
河川課	河川課	河川法	第55条第1項	河川保全区域における行為の制限に係る許可	「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」(平成6年9月30日付け建設省河政発第52号建設省河川局長通達) 五1(12)	河川保全区域における許可を行うに当たっては、河岸又は河川管理施設の保全上の支障の有無について審査を行い、当該河岸又は河川管理施設の保全上の支障を生じおそれがない場合に許可をすることができるものであること。	-	-	-	-	-	使用期間が6月未満の仮設工作物の新改築を除く
河川課	土木事務所	河川法	第55条第1項	河川保全区域における行為の制限に係る許可	「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」(平成6年9月30日付け建設省河政発第52号建設省河川局長通達) 五1(12)	河川保全区域における許可を行うに当たっては、河岸又は河川管理施設の保全上の支障の有無について審査を行い、当該河岸又は河川管理施設の保全上の支障を生じおそれがない場合に許可をすることができるものであること。	-	-	-	-	-	

担当課	処分庁	法令名	根拠条項	許認可等の事項	法令等に定められた要件	審査基準	提出先機関		処理期間		標準処理期間合計	備考
							名称	日数	名称	日数		
河川課	河川課	河川法	第57条第1項	河川予定地における行為の制限に係る許可	「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」(平成6年9月30日付け建設省河政発第52号建設省河川局長通達) 五1(13)	河川予定地における許可を行うに当たっては、河川工事の施行上の支障の有無について審査を行い、当該河川工事の施行上の支障を生じるおそれがない場合に許可をすることができるものであること。	-	-	-	-	-	
河川課	土木事務所	海岸法	第7条第1項	海岸保全区域内の占用許可	海岸法の施行について 通達(昭和31年11月10日付け31農地第4822号)	<p>第4 海岸保全区域の占用及び海岸保全区域における行為の制限</p> <p>1 法第7条第1項の規定による占用の許可は、国有財産法上の公共用財産たる国有海浜地について行なうものであるため、その許可に際しては、当該公共用財産たる土地の公共的性格に十分留意の上、その用途又は目的を妨げない限度において、かつ海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に限り許可をするよう、その運営の適切を期されたいこと。</p> <p>2 海岸保全施設以外の施設又は工作物を設けて占用することは、一定の区画の土地を排他的独占的に継続して使用することであり、耕作の用に供する場合、材料置場とする場合等も含まれるものであること。なお、漁具、魚獲物の乾場船揚場、穀物乾場、牛馬のけい留のための施設等簡易軽微なものについては許可を要しないものとする。</p> <p>3 占用の許可に際しては、規則第3条に規定する申請書の記載事項に関する条件のほか、占用に伴う第三者との関係に関する条件、附帯工事に要する費用に関する条件、現状回復に関する条件、許可の効力が失効する場合の条件等、個々具体的な場合において種々の条件を附することにより占用が海岸の保全に支障をあたえないよう措置すること。なお右の条件を附するに当たっては、占用の許可を受けた者の権利を不当に制限するような義務を課することのないよう十分配慮され遺憾のないように期されたいこと。</p>	-	-	土木事務所	16日	16日	
河川課	土木事務所	海岸法	第8条第1項	海岸保全区域内における行為制限の許可	海岸法の施行について 通達(昭和31年11月10日付け31農地第4822号)	<p>第4 海岸保全区域の占用及び海岸保全区域における行為の制限</p> <p>4 海岸保全区域における制限行為は、法第8条第1項各号に掲げるとおりであるが、これら該当する行為のうち、令第2条に掲げるものは許可を要しないのであるから次の要領に従って措置されたいこと。</p> <p>一 他の法律の許可等を受けた行為は、許可等の内容となつている行為のみに限られ、許可等を受けた行為に関連する他の行為又は許可等を受けた行為をするための他の行為を含まないものであること。従つて、例えば、公有水面埋立の場合、当該埋立という行為そのものはこれに該当するが、埋立をするための土石の掘採は含まないものであること。</p> <p>二 令第2条第8号、第11号及び第12号の規定により指定する深さ及び載荷重は、関係行政機関の意見を聞いた上、海岸の保全に支障のないと認められるものを定めるものとし、不当に国民の権利を制限しないよう考慮するものとする。</p>	-	-	土木事務所	16日	16日	
河川課	河川課	海岸法	第13条第1項	海岸管理者以外の者が施行する工事の承認	海岸法の施行について 通達(昭和31年11月10日付け31農地第4822号)	<p>第6 海岸保全施設の保全</p> <p>1 法第13条の規定に基づき、海岸管理者以外の者が施行する海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画について、承認し、又は協議しようとするときは、法第14条に規定する造築の基準に基づいて行うこと。なお、当該海岸保全施設が土地改良事業その他他の法律に基づく事業に係るものであるときは、当該事業を考慮して行うこと。</p> <p>2 電気通信事業法第141条第1項に規定する保護区域内において、海岸管理者又は主務大臣が海岸保全施設に関する工事を施行する場合及び法第13条第1項及び第2項の規定により海岸管理者以外の者が当該保護区域内において施行する工事に関し承認を与え、又は協議に応じようとする場合には、水底線路の保護について必要な配慮をするものとする。</p>	-	-	-	-	-	

担当課	処分庁	法令名	根拠条項	許認可等の事項	法令等に定められた要件	審査基準	提出先機関		処理期間		標準処理期間合計	備考
							名称	日数	名称	日数		
河川課	河川課	砂利採取法	第3条	登録	法第6条	法第6条	土木事務所	4日	河川課	10日	14日	
河川課	河川課	砂利採取法	第6条第1項第5号ロ	砂利採取業務主任者の資格の認定	法第15条第2項	法第15条第2項	土木事務所	4日	河川課	10日	14日	
河川課	土木事務所	砂利採取法	第16条	採取計画の認可	法第19条	法第19条	-	-	土木事務所	21日	21日	
河川課	土木事務所	砂利採取法	第20条第1項	変更の認可等	法第19条	法第19条	-	-	土木事務所	21日	21日	
河川課	河川課	公有水面埋立法	第2条第1項	公有水面埋立ての認可		1. 公有水面埋立法第4条、公有水面埋立法施行令(大正11年勅令第194号)第3条及び第7条、公有水面埋立法施行規則(昭和49年運輸省令第1号、建設省令第1号)第5条及び第6条 2. 「公有水面の埋立ての適正化について」(昭和40年9月1日港管第2021号、建設省河発第341号、運輸省港湾局長及び建設省河川局長通達)の記1及び2 3. 「公有水面埋立法の一部改正について」(昭和49年6月14日港管第1580号、建設省河政発第57号、運輸省港湾局長及び建設省河川局長通達)の記1(3)から(5)及び記3 4. 「公有水面埋立法の一部改正について」(昭和49年6月14日港管第1581号、建設省河政発第58号、運輸省港湾局管理課長及び建設省河川局水政課長通達)の記の1から4 5. 「公有水面埋立法施行令の一部改正について」(昭和61年7月18日港管第2052号、建設省河政発第43号、運輸省港湾局長及び建設省河川局長通達)の記の1から3 6. 「公有水面埋立法施行令の一部改正について」(昭和61年7月18日港管第2052号、建設省河政発第44号、運輸省港湾局管理課長及び建設省河川局水政課長通達)の記1から3	土木事務所	10日	河川課	50日	60日	
河川課	河川課	公有水面埋立法	第13条の2第1項	埋立期間の伸長の許可		1. 公有水面埋立法第4条第1項及び第2項、公有水面埋立法施行令(大正11年勅令第194号)第7条、公有水面埋立法施行規則(昭和49年運輸省令第1号、建設省令第1号)第5条及び第6条 2. 「公有水面埋立法の一部改正について」(昭和49年6月14日港管第1580号、建設省河政発第57号、運輸省港湾局長及び建設省河川局長通達)の記1(3)から(5)、記3及び記4(1) 3. 「公有水面埋立法の一部改正について」(昭和49年6月14日港管第1581号、建設省河政発第58号、運輸省港湾局管理課長及び建設省河川局水政課長通達)の記1から4	土木事務所	5日	河川課	15日	20日	
河川課	土木事務所	公有水面埋立法	第14条	他人の土地の立入又は一時使用の許可	法第14条	・公有水面埋立法第14条 ・公有水面埋立法施行令(大正11年勅令第194号)第21条	-	-	土木事務所	10日	10日	
河川課	河川課	公有水面埋立法	第16条第1項	埋立権の譲渡		「公有水面の埋立ての適正化について」(昭和40年9月1日付け港管第2021号、建河発第341号運輸省港湾局長、建設省河川局長通達)の記3	土木事務所	10日	河川課	20日	30日	
河川課	河川課	公有水面埋立法	第22条第1項	竣工の認可		「公有水面埋立ニ関スル取扱方ノ件」(大正11年4月20日付け発土第35号、土木局長から地方長官あて)の記13	土木事務所	10日	河川課	15日	25日	
河川課	河川課	公有水面埋立法	第23条	竣工の認可前の埋立地使用の許可	公有水面埋立法施行令第26条	「未竣工埋立地における工場等の建設について」(昭和49年10月21日付け港管第2618号、港湾局長から港湾管理者の長あて)の記1	-	-	-	-	-	
河川課	河川課	公有水面埋立法	第27条第1項	埋立地に関する処分の許可	公有水面埋立法第27条第2項	・「公有水面埋立法の一部改正について」(昭和49年6月14日付け港管第1580号、建河発第57号運輸省港湾局長、建設省河川局長通達)の記7 ・「公有水面埋立法の一部改正について」(昭和49年6月14日港管第1581号、建設省河政発第58号、運輸省港湾局管理課長及び建設省河川局水政課長通達)の記1及び記5	土木事務所	5日	河川課	15日	20日	

担当課	処分庁	法令名	根拠条項	許認可等の事項	法令等に定められた要件	審査基準	提出先機関		処理期間		標準処理 期間合計	備考
							名称	日数	名称	日数		
河川課	河川課	公有水面埋立法	第29条第1項	埋立地の用途変更許可	法第29条第2項第1号～第4号	法第29条第2項第1号～第4号	土木事務所	10日	河川課	20日	30日	
河川課	河川課	公有水面埋立法	第34条第1項	失効した免許の効力の復活	法第34条第1項	処分の先例がないか、稀であり、審査基準を法令の定め以上に具体化することが困難	-	-	-	-	-	-
河川課	河川課	公有水面埋立法	第35条第1項	免許失効の場合の原状回復の免除	法第35条第1項	処分の先例がないか、稀であり、審査基準を法令の定め以上に具体化することが困難	-	-	-	-	-	-
河川課	河川課	公有水面埋立法	第36条	無免許埋立者の原状回復義務の免除	法第36条第1項	処分の先例がないか、稀であり、審査基準を法令の定め以上に具体化することが困難	-	-	-	-	-	-
河川課	河川課	公有水面埋立法施行令	第8条	免許告示後の施設について損害補償又は損害防止施設の請求可能な公有水面利用施設の設置の許可	令第8条	処分の先例がないか、稀であり、審査基準を法令の定め以上に具体化することが困難	-	-	-	-	-	-
河川課	土木事務所	国有財産法	第18条第3項	国有水路敷地の使用・収益の許可	-	建設省所管国有財産取扱規則第21条	-	-	土木事務所	14日	14日	
河川課	河川課	土地区画整理法	第7条	土地区画整理事業に伴う国有地の地区編入承認(個人施行)	-	処分の先例がないか、稀であり、審査基準を法令の定め以上に具体化することが困難	-	-	-	-	-	-